

(案)

小売物価統計調査に関する承認事項

1 調査の名称

小売物価統計調査

2 調査の目的

小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所及び民営借家に居住している世帯

4 報告を求める者

(1) 数

約 28,000 事業所及び約 25,000 世帯

(2) 選定の方法（□全数 ■無作為抽出 ■有意抽出）

ア 無作為抽出

別表1の2の項に掲げる品目「家賃（民営借家）」については、総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定する。

なお、調査地区は、国勢調査調査区に基づいている。

イ 有意抽出

(ア) 別表1の1の項に掲げる品目（以下「調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。）」という。）については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(イ) 別表1の3の項に掲げる品目（以下「都道府県調査品目」という。）については、都道府県知事が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(ウ) 別表1の4の項に掲げる品目（以下「総務省調査品目」という。）については、総務大臣が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(3) 報告義務者

- ア 「家賃（民営借家）」については、選定した世帯（以下「調査世帯」という。）の世帯主及びこれに準ずる者が報告しなければならない。
- イ 別表1に掲げる品目（以下「調査品目」という。）のうち「家賃（民営借家）」以外の調査品目については、選定した事業所（以下「調査事業所」という。）の事業主（事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者）が報告しなければならない。
- ウ 報告は、ア及びイにより報告しなければならない者が、総務大臣、都道府県知事及び統計調査員の質問に答えることにより行うものとする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）を調査する。

(2) 基準となる期日又は期間

以下の調査品目の区分に応じ、当該区分に定める期日現在によって行う。ただし、これらの期日により難い場合は、総務大臣が別に定める期日とする。

ア 調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。）

毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日

イ 家賃（民営借家）

毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日

ウ 都道府県調査品目

毎月の12日を含む週の金曜日。ただし、宿泊料については、毎月の5日を含む週の金曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日

エ 総務省調査品目

毎月の12日を含む週の金曜日。ただし、遊園地入園料については、毎月の12日を含む週の日曜日

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

- ア 調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。） 総務省－都道府県－統計調査員－報告者
- イ 家賃（民営借家） 総務省－都道府県－統計調査員－報告者
- ウ 都道府県調査品目 総務省－都道府県－報告者
- エ 総務省調査品目 総務省－報告者

(2) 調査方法（■調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 ■その他（都道府県調査及び総務省調査））

ア 調査の方法

(ア) 調査員調査

① 調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。）

前記5（1）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査事業所ごとに質問することにより行う。

② 家賃（民営借家）

a 前記5（1）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査世帯ごとに質問することにより行う。

b 調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、aの方法による調査を行うことができないときは、当該調査世帯に民営借家を賃貸している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。

(イ) その他（都道府県調査及び総務省調査）

前記5（1）に記載する報告を求める事項について、総務大臣及び都道府県知事がそれぞれ調査事業所ごとに質問することにより行う。

(ウ) 電子情報処理組織による調査票及び他の調査関係書類の提出

(ア) 及び(イ)に係る調査票及び他の調査関係書類の提出は、総務省が設置する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

イ 統計調査員

(ア) 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内における別表1の1の項及び2の項に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）に係る小売物価統計調査の調査票及び他の調査関係書類の作成並びにこれに附帯する事務を行う。

(イ) (ア)にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票及び他の調査関係書類の検査並びにこれに附帯する事務を行うものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) にかかわらず、特別の事情により調査員が (ア) の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

毎月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。

6 (2) ア(ウ)に記載する電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出については、調査員、指導員及び都道府県知事によって総務省が設置する電子計算機に記録がなされた時をもって、それぞれ提出されたものとみなす。

8 集計事項

次の事項について集計する。

(1) 調査品目の価格

市町村別

(2) 消費者物価指数

ア 基本分類指数

(ア) 全国

(イ) 都市階級別

(ウ) 地方別

(エ) 都市別

イ 財・サービス分類指数

(ア) 全国

(イ) 東京都区部

ウ 世帯属性別指数、品目特性別指数、総世帯指数

全国

エ 連鎖基準指数及び中間年バスケット指数

全国

オ 地域差指数

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネットへの掲載、閲覧に供する方法等で公表する（別表2）。

10 使用する統計基準

使用する場面がないため、統計基準は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

当該事項なし

注) 適用年月

別表1の1の項の「演劇観覧料」を削る部分及び別表1の4の項の「演劇観覧料」を加える部分については、平成22年1月分調査から適用する。

また、別表1の1の項の「丸干しいわし」、「福神漬」及び「かわらせんべい」を削る部分、「えびフライ」を「フライ」に変更する部分、「みそ汁」を削る部分、「浴槽」を「システムバス」に、「石油ストーブ」を「石油暖房器具」に、「蛍光灯器具」を「照明器具」に変更する部分、「やかん」及び「レンジ台」を削る部分、「蛍光ランプ」を「照明ランプ」に、「男子ブリーフ」を「男子パンツ」に、「スリップ」を「ランジェリー」に変更する部分、「婦人草履」、「サプリメント（通信販売によるものを除く。）」及び「ステレオ」を削る部分、「パーソナルコンピュータ用プリンタ」を「プリンタ」に変更する部分、「テレビ修理代」、「アルバム」、「サッカーボール」、「フィルム」、「時計修理代」、「はまだい」及び「たかさご」を削る部分、別表1の3の項の「宿泊料（民営宿泊施設）」を「宿泊料」に変更する部分、別表1の4の項の「サプリメント（通信販売によるもの）」を「サプリメント」に、「郵便料」を「信書送達料」に、「フィルター付きたばこ 両切たばこ」を「たばこ」に、「通所介護料 在宅介護料」を「介護料」に変更する部分並びに「宿泊料（民営宿泊施設に係るものを除く。）」を削る部分については、平成24年1月分調査から適用する。

別表 1

品 目		調査区分
1	うるち米 もち米 食パン あんパン カレーパン ゆでうどん 干しうどん スパゲッティ 即席めん 生中華めん ゆで沖縄そば 小麦粉 もち さけ たこ えび あさり ほたて貝 塩さけ たらこ しらす干し 干しあじ ししゃも いくら 煮干し さつ ま揚げ ちくわ かまぼこ かつお節 魚みそ漬 塩辛 魚介つく だ煮 まぐろ缶詰 牛肉 豚肉 鶏肉 レバー ハム ソーセージ ベーコン ポーク缶詰 牛乳 粉ミルク バター チーズ ヨー グルト 鶏卵 もやし さつまいも じゃがいも さといも にん じん ごぼう ながいも しょうが 生しいたけ えのきだけ し めじ あずき 干しこじたけ のり わかめ こんぶ ひじき 豆 腐 油揚げ 納豆 こんにゃく 梅干し たくあん漬 はくさい漬 キムチ こんぶつくだ煮 スイートコーン缶詰 レモン グレー プフルーツ オレンジ キウифルーツ みかん缶詰 食用油 マ ーガリン 食塩 しょう油 みそ 砂糖 酢 ソース トマトケチ ャップ マヨネーズ ドレッシング ジャム カレールウ 即席ス ープ 風味調味料 液体調味料 ふりかけ 中華合わせ調味料 パ スタソース 混ぜごはんのもと ようかん まんじゅう だいふく 餅 カステラ ケーキ シュークリーム プリン ゼリー ビスケ ット あめ せんべい チョコレート 落花生 チューインガム アイスクリーム ポテトチップス 弁当 すし(弁当) 調理パン おにぎり 冷凍調理ピラフ 調理パスタ うなぎかば焼き サラ ダ 煮豆 コロッケ 豚カツ からあげ やきとり 冷凍調理コロ ッケ 冷凍調理ハンバーグ 調理カレー ぎょうざ 焼き魚 きん ぴら 緑茶 紅茶 茶飲料 コーヒー豆 コーヒー飲料 インスタ ントコーヒー 果実飲料 野菜ジュース コーラ 乳酸菌飲料 ス ポーツドリンク ミネラルウォーター 清酒 燃ちゅう ウイスキ ー ワイン ビール 発泡酒 チューハイ ビール風アルコール飲 料 うどん 中華そば 沖縄そば スパゲッティ(外食) すし(外 食) 親子どんぶり 天どん 牛どん カレーライス ぎょうざ (外食) ハンバーグ フライ 焼肉 お子様ランチ サンドイッチ (外食) ハンバーガー ピザパイ(配達) ドーナツ フライ ドチキン コーヒー ビール(外食) システムキッチン システ ムバス 温水洗浄便座 給湯機 板材 錠 塗料 畳表取替費 板 ガラス取替費 ふすま張替費 大工手間代 左官手間代 植木職手 間代 塀工事費 水道工事費 ルームエアコン取付け料 プロパン ガス 灯油 自動炊飯器 電子レンジ 電気ポット ガステーブル 電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機 電気アイロン ルームエ アコン 石油暖房器具 電気カーペット 整理だんす 食堂セット 食器戸棚 目覚まし時計 照明器具 カーペット カーテン ベ ッド 布団 毛布 敷布 布団カバー 飯茶わん 皿 コーヒーわ ん皿 ガラスコップ ワイングラス 台所用密閉容器 なべ フラ イパン たわし 浄水器 照明ランプ タオル マット ビニール ホース ヘルスメーター ラップ ポリ袋 ティッシュペーパー トイ レットペーパー 台所用洗剤 洗濯用洗剤 殺虫剤 防虫剤 芳 香消臭剤 柔軟仕上剤 キッチンペーパー モップレンタル料 振 袖 袋帯 背広服 男子上着 男子ズボン 男子コート 男子学生 服 ワンピース 婦人スーツ スカート 婦人スラックス 婦人才 一バー 婦人ブレザー 女子学生服 男児ズボン 女児スカート 乳児服 ワイシャツ スポーツシャツ 男子セーター 婦人ブラウ ス 婦人Tシャツ 婦人セーター 子供Tシャツ 男子シャツ 男 子パンツ 男子パジャマ ブラジャー 婦人ショーツ ランジェリ ー 子供シャツ 帽子 ネクタイ 男子靴下 パンティストッキン グ 婦人ソックス ベルト マフラー 男子靴 婦人靴 運動靴	調査員調査品目

	<p>子供靴 スリッパ 婦人サンダル 洗濯代 靴修理代 被服賃借料 感冒薬 胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク剤 皮膚病薬 はり薬 目薬 鼻炎薬 漢方薬 浴用剤 生理用ナプキン 紙おむつ 眼鏡 コンタクトレンズ 体温計 血圧計 コンタクトレンズ用剤 マ ッサージ料金 自転車 自動車ガソリン 自動車タイヤ 自動車バ ッテリー カーナビゲーション ETC車載器 自動車ワックス 自動車整備費 自動車オイル交換料 車庫借料 駐車料金 洗車代 電話機 携帯電話機 運送料 テレビ 携帯型オーディオプレー ヤー ビデオレコーダー カメラ ビデオカメラ 学習机 パーソ ナルコンピュータ プリンタ 電子辞書 ボールペン マーキング ペン ノートブック OA用紙 プリンタ用インク セロハン粘着 テープ 筆入れ グローブ ゴルフクラブ テニスラケット 釣ざ お トレーニングパンツ 水着 人形 がん具自動車 組立がん具 家庭用ゲーム機 ゲームソフト 記録型ディスク ビデオソフト メモリーカード ペットフード ペット美容院代 園芸用肥料 園芸用土 植木鉢 乾電池 月謝(学習塾に係るものを除く。) 映 画観覧料 ゴルフ練習料金 フィットネスクラブ使用料 カラオケ ルーム使用料 写真プリント代 ビデオソフトレンタル料 獣医代 理髪料 パーマネント代 ヘアカット代 ヘアカラーリング代 エステティック料金 電気かみそり 歯ブラシ 化粧石けん 洗 顔料 シャンプー 歯磨き ヘアコンディショナー ヘアカラー 整髪料 ヘアトニック クリーム 化粧水 ファンデーション 口紅 乳液 ボディーソープ 男子洋傘 通学用かばん ハンドバ ッグ(輸入品を除く。) 旅行用かばん 指輪 腕時計 ハンカチ一 フ</p> <p>まぐろ あじ いわし かつお かれい さば さんま たい ぶ り いか かき(貝) キャベツ ほうれんそう はくさい ねぎ レタス プロッコリー アスパラガス だいこん たまねぎ れ んこん えだまめ さやいんげん かぼちゃ きゅうり なす ト マト ピーマン にがうり とうが りんご みかん いよかん なし ぶどう かき(果物) もも すいか メロン いちご さ くらんぽ バナナ 切り花</p>	
2	家賃(民営借家)	
3	<p>学校給食費 家賃(公的住宅) 水道料 家政婦給料 清掃代 下 水道料金 診察料(国民健康保険) 入院費 人間ドック受診料 予 防接種料 PTA会費 バス代 タクシー代 自動車免許手数料 中学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 短期大学授業料 幼 稚園保育料 専門学校授業料 月謝(学習塾) 予備校授業料 新 聞代(地方・ブロック紙) 自動車教習料 ケーブルテレビ利用料 ゴルフプレー料 テニスコート使用料 プール使用料 ボウリン グゲーム代 美術館入館料(公立) 入浴料 印鑑証明手数料 戸 籍抄本手数料 パスポート取得料 保育所保育料 宿泊料</p>	都道府県調査品目
4	<p>家賃(独立行政法人都市再生機構) 火災保険料 電気代 ガス代 リサイクル料金 サプリメント 診察料(国民健康保険によるもの を除く。) 鉄道運賃 航空運賃 外国パック旅行費 乗用車 高 速自動車道路料金 自動車保険料 信書送達料 通話料 レンタカ ー料金 学習参考書 教科書 ピアノ コンパクトディスク 新聞 代(全国紙) 月刊誌 週刊誌 辞書 単行本 放送受信料 演劇 観覧料 プロ野球観覧料 サッカー観覧料 競馬場入場料 美術館 入館料(独立行政法人) インターネット接続料 音楽ダウンロー ド料 ハンドバッグ(輸入品) たばこ 介護料 振込手数料 傷 害保険料 遊園地入園料</p>	総務省調査品目

別表2

調査結果の公表の方法及び期日一覧

公表に係る集計事項	公表の期日等	閲覧の場所	備考
(調査品目について) ●主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口15万以上の市） ●全国統一価格品目の価格	東京都区部及び全国統一価格品目は、原則として、調査月の末日まで 他の都市は、原則として、調査月の翌月の末日まで、ただし、「自動車ガソリン」の都市別小売価格は、原則として、調査月の翌月20日まで	e-Stat	インターネットへの掲載。 追って、報告書を刊行。
●主要品目の年平均価格（市町村別）	原則として、調査年の翌年の4月末日まで		
(消費者物価指数について) ●全国及び東京都区部について 基本分類指数及び財・サービス分類指数 ●世帯属性別指数、品目特性別指数、及び総世帯指数 ●都市階級、地方、都道府県庁所在市別について 基本分類指数 ●連鎖指数	東京都区部は、原則として、調査月の末日まで、他は、原則として、調査月の翌月の末日まで (年平均結果は、調査年の12月分、年度平均は3月分と同時)		
●地域差指数	原則として、調査年の翌年の6月末日まで		
●中間年バスケット指数	原則として、調査年の翌年1月末日まで		

資料 2－5

小売物価統計調査の実施の必要性

小売物価統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である小売物価統計を作成するための調査である。

小売物価統計調査は、月々の価格の変化を明らかにするほか、経済施策を的確に推進する上で極めて重要な指標である消費者物価指数その他消費生活に関する経済施策の基礎資料を作成するために不可欠である。

資料2－6

小売物価統計調査により作成された統計に関する利用実態

①行政上の施策への利用

- ◆揮発油税等の課税の停止・停止解除を判断するための指標
 - ◆日本銀行が金融政策を判断するための物価指標
 - ◆年金等の給付見直し及び最低賃金・診療報酬の見直しの際の基礎資料
 - ◆公共料金の上限値を決める際の資料
 - ◆規制改革の効果を検証する際の基礎資料
 - ◆物価連動国債の想定元金額の算出資料
- など

②その他

- ◆都道府県が作成する消費者物価指数への利用
 - ◆各国の国内総生産（GDP）の実質比較を行うことを目的とした、国際比較プログラム（ICP）のための価格データの提供
 - ◆学術研究及び民間企業等における物価に関する分析の際の基礎資料
- など

調査品目の追加及び廃止に関する基本的な考え方

小売物価統計調査の調査品目の追加及び廃止に関する基本的な考え方は以下のとおり。

＜追加品目についての考え方＞

- ① 新たな財・サービスの出現及び普及、嗜好の変化等消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
 - ② 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
 - ③ 円滑な価格取集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目
- 上記、①～③の基準をすべて満たす品目を追加品目とする。

＜廃止品目についての考え方＞

- ① 消費構造の変化等に伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
 - ② その品目がなくても、中分類指数の精度や代表性が確保できる品目
 - ③ 円滑な価格取集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目
- 上記、①～③の基準に1つでも該当すれば廃止品目とする。ただし、その場合であっても、中分類指数の精度を損なうと考えられれば、廃止品目としない。

調査品目の名称変更に関する基本的な考え方

小売物価統計調査の調査品目の名称変更に関する基本的な考え方は以下のとおり。

(1) 法令等の改正に対応する場合

- ・法令等制度の改正によって、品目名が変更された場合には、対応して品目名を変更する必要がある。

(2) 消費支出の変化等に対応して代表性のある品目を適宜調査できるようにする場合

- ・新商品の出現や売れ筋商品の変化等により、近い将来において、当該商品の購入増が予想される場合において、将来における代表性の変化に対応できるよう当該商品と同様の機能を持つ品目を包含させた品目名にしておく必要がある。

※品目の追加廃止は、基準改定時に合わせて行うことが原則であるため、次回の基準改定まで品目の代表性確保を維持する上で、上記の措置が不可欠である。

(3) 一般的な呼び名の変化に対応する場合

- ・品目内容面に変化がなくとも、小売店で販売している名称が変化する場合があり、調査や結果公表の際により一般的にわかりやすい名称に改める必要がある。

※その他、類似品目の追加等に伴って変更する場合

- ・調査担当者が異なる等の理由から品目を分割して表記する場合には、内容を補足した表現を用いて違いを表す必要がある。

